

令和8年度

学校いじめ防止基本方針

船橋市立大穴北小学校

船橋市立大穴北小学校「学校いじめ防止基本方針」

学校教育目標：よく学び 心豊かで やりぬく子

- ・よく考えて自分から学ぶ子
- ・はげまし合ってがんばる子
- ・進んで運動する子

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育を実施する。
- ・いじめ防止のための規範意識を育成するために、全校や各学年が集まる場で教師や児童が話をする機会をできるだけ設ける。また、いじめ防止を訴える校内の掲示環境を増やす。
- ・学校生活全般において、『生徒指導の実践上の視点』を踏まえた教育活動の実践に努める。
- ・日頃から、「いじめは絶対にしない」「いじめを見かけたらその事実を話す」「決して見て見ぬふりはしない」「困ったことがあれば、相談する」と感じられるような、児童にとって安心できる学級経営に努める。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する**定期的な調査（生活アンケート）を年3回（6、11、2月）実施**する。
- ・児童のサインに気付くように、「**いじめのサイン発見チェックシート（教職員用）**」を随時行ったり、児童の観察や声掛け、日記など各学級担任を中心に行ったりする。
- ・児童の様子について、**生徒指導部会以外にも、管理職も含めて、教職員同士の情報交換を活発**にし、風通しのよい職場づくりに努める。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。スクールカウンセラーや外部の相談機関の情報も紹介する。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。文部科学省や千葉県、船橋市教育委員会からの資料及び文書などを供覧し、教職員相互に情報提供をする。
- ・**学年会や生徒指導部会等での問題の情報を共有**し、対応を協議する機会を増やす。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。また、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、研修会等を行い、**保護者や地域にも啓発**する。**ネットパトロールについても周知**する。
- ・インターネットを使用する際に、**情報モラル**として、人を中傷する言葉を使ってはいけないことやそれを見たらすぐに知らせることを、児童に指導する。
- ・保護者が**児童の携帯電話やスマートフォン、インターネット、SNSの使用状況を把握することの重要性を知らせる**。また、放置するといじめが行われる危険性があることも周知する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「**いじめ防止対策委員会**」を設置する。
- <構成員> 校長、教頭、主幹教諭、学年主任、事務主任、生徒指導主任、不登校担当、養護教諭、スクールカウンセラー
- <活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること。
- <開催> **原則月1回を定例会**とし、いじめの重大事態発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、**速やかに事実の有無の確認**を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、**いじめをやめさせ、その再発を防止**するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を迅速且つ継続的に行う。**家庭訪問を原則**として、情報や今後の対策を話し合う。
- ・いじめを受けた児童等が**安心して教育を受けられる**ための必要があると認められるときは、保護者と連携を図り、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・**犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、近隣小・中学校、船橋市教育委員会及び所轄警察署、児童相談所等と連携して対処**する。
- ・いじめを受けたりいじめを行ったりした児童以外に、傍観者やはやしたてる児童についての適切な指導を行い、好ましい集団活動を取り戻すようにする。

(3) いじめの重大事態への対処

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、以下の対処を行う。

- ① **重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告**する。
- ② **船橋市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置**する。
- ③ **上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施**する。
- ④ **上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供**する。
- ⑤ **その後の対応については、船橋市教育委員会や所轄警察署の協力を得ながら、連携して方針を検討**していく。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※該当するか否かは、**平成28年3月付け文部科学省初等中等教育局より出された「不登校重大事態に係る調査の指針」**を基に、「**児童が相当の期間（30日間を目安）学校を欠席した時点で判断**する。そして該当すると判断した場合、以下の対処を行う。

- ① 「**児童生徒支援カード**」を作成する。
- ② **不登校重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告**する。
- ③ **船橋市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置**する。
- ④ **上記組織を中心として、事実関係を明確にするための聴取による調査を実施**する。
- ⑤ **上記調査結果については、対象児童や保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供**する。
- ⑥ 「**教職員の振り返りチェックシート（教職員用）**」を活用して、今後の支援方策を検討し、実施する。

※欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合、30日間に至る前の段階から船橋市教育委員会に報告・相談するとともに準備作業（アンケート・指導記録の確認）を行う必要がある。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめ防止に関わる調査、指導は徹底されたか」を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

※**発生後の初期対応から、時系列で記録を残し**、いじめ防止推進委員会で確認後、報告・提供する。

3 その他

(1) いじめ防止のための年間計画

月	主な行事	いじめ防止対策として	定例会等
4	始業式・入学式 学区訪問 (家庭訪問)	・ 全校、学年、学級のめあて、約束事の確認 ・ 休み時間のきまり、給食のきまり等の徹底 ・ 異学年交流の機会、グループ編成、交流会	生徒指導部会 職員会議
5	運動会	・ 運動会への取り組み ・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有	生徒指導部会
6	水泳指導 授業参観 懇談会	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 学級懇談会 ・ いじめ0運動の取り組み (児童会) ・ <u>生活アンケートの実施、分析 (1回目)</u>	生徒指導部会 職員会議
7	全校朝会 個人面談	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 個人面談 (希望者)・人権教室の実施	生徒指導部会
8	夏季休業	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有	
9	全校朝会 一宮宿泊学習	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有	生徒指導部会 職員会議
10	前期終業式 後期始業式 個人面談 校内音楽会 修学旅行	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 全校、学年、学級のめあて、約束事の確認 ・ 個人面談 (全員) ・ 課外活動への取り組み	生徒指導部会 職員会議
11	校外学習 土曜参観	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 課外活動への取り組み ・ <u>生活アンケートの実施、分析 (2回目)</u>	生徒指導部会 職員会議
12	マラソン大会 全校朝会 冬季休業	・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 個人面談 (希望者)	生徒指導部会
1		・ 全校、学年、学級のめあて、約束事の確認 ・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有	生徒指導部会 職員会議
2	授業参観 学級懇談会 6年生を送る会	・ <u>生活アンケートの実施、分析 (3回目)</u> ・ 児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・ 学級懇談会 ・ 6年生を送る会への取り組み	生徒指導部会 職員会議

3	卒業式 修了式 離任式	・児童の実態把握・情報収集・情報共有 ・全校、学年、学級のめあて、約束事の反省	生徒指導部会
---	-------------------	--	--------

(2) 学校・保護者・地域との連携

